(令和5年3月31日決裁)

(設置)

第1条 各務原市多文化共生推進プランに掲げる施策の効果的な取組について、関係 者から幅広く意見を聴取するため、各務原市多文化共生推進協議会(以下「協議会」 という。)を置く。

(意見聴取事項)

- 第2条 協議会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。
 - (1) 多文化共生を推進するための課題に関する事項
 - (2) 多文化共生推進プランの進捗管理に関する事項
 - (3) その他多文化共生の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる10人以内の構成員をもって組織する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 行政機関等の職員
 - (3) 民間企業を代表する者
 - (4) 各種団体を代表する者
 - (5) 外国人市民
 - (7) その他市長が必要と認める者

(会議)

- 第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて市長が招集する。
- 2 会議の進行は、構成員の互選により定める会長が行うものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その 説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、産業活力部観光交流課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協

議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。